

鎌倉市長
石渡 徳一 殿

平成 21 年 3 月 31 日

「鎌倉市自治基本条例素案（市民会議有志案）」提案の件

鎌倉市自治基本条例策定市民会議
有志一同

標記の件、鎌倉市自治基本条例策定市民会議（以下「市民会議」）では、平成 18 年 1 月から 3 年以上にわたり検討を進めましたが、自治基本条例の基本的考え方に関する意見の隔たりが大きく、案を一本化することはできませんでした。それにも拘らず、「鎌倉市自治基本条例素案大綱」（以下「素案大綱」）のみが市民会議の成案として提出されることは誠に遺憾であります。つきましては、素案大綱とは異なる基本的考え方に基づき、市民会議有志にてとりまとめた「鎌倉市自治基本条例素案（市民会議有志案）」を以下の通り提案いたしますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

～ 記 ～

1. 提案内容

添付資料の通り「鎌倉市自治基本条例素案（市民会議有志案）」を提案いたしますので、市民会議の成果の 1 つとしてお取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

2. 提案の経緯

市民会議では、条例素案の検討過程において、当初は作業を効率化するために 6 グループに分けた討議が行われましたが、その際に、いわゆる「少数意見」とされた主張は、条例素案を検討する策定委員会において考慮されることなく、素案大綱（案）には全く反映されませんでした。

その後、策定委員会の素案大綱（案）について、全体会で意見を述べ合う機会があり、上記グループ討議でいわゆる「少数意見」とされた主張を持つ人の数が一定の規模にのぼることが明らかになってきました。それにも拘らず、策定委員会は、こうした意見を具体的議論の俎上に載せることを極力避け、素案大綱（案）の「討議の経過」という項にあくまでも少数意見として数行記述するだけの対応に終始しました。

このような経過に危機感を覚え、策定委員会案への対案として昨年 12 月 8 日に有志による「鎌倉市自治基本条例素案大綱（市民会議有志案）」を提案し、さらに本年 2 月 10 日に「鎌倉市自治基本条例素案（市民会議有志案）」を提案しました。これに前後して、「第 6 グループ有志とその賛同者」も対案を提示するに至り、結果的に 3 案が鼎立する状態となりました。

ところが、本年2月13日の全体会では、対案の趣旨説明も行われないうちに、策定委員会の素案大綱（案）を市民会議の活動の「成果」として行政に提出することを求める動議が突然出され、しかも市民会議の全会一致の原則を基本とする「会則第6条」を恣意的に解釈する強引な採決により、策定委員会の素案大綱（案）のみを行政へ提出することが決定されました。ちなみに、その採決結果は総数46名（議長を含む）のうち賛成が23名と半数に過ぎず、残る半数の意向を全く無視する乱暴極まる決定といわざるを得ません。

市民会議のメンバーは、市の公募に応じて集まったに過ぎず、選挙で選ばれた市長や議員のように市民を代表する立場にはなく、このような市民会議におけるいわゆる「多数意見」を鎌倉市民の多数意見と見なす根拠もありません。また、条例制定権者である市長や議会には、多様な市民の意見を充分聞いた上で適切な判断を下すことが期待されており、市民会議には市民の多様な意見を伝える責務があります。従って、市民会議はあくまでも全会一致を原則として、どうしてもまとまらない場合は複数案を併記して提出するべきであり、今回のように市民が市民の意見を封じるかのようなやり方は、民主主義を危うくするもので社会正義にも反します。

以上の様な経緯を踏まえ、市長及び議会に市民の多様な意見を伝え、自治基本条例制定にあたり、より充実した検討と審議の一助となるように、「鎌倉市自治基本条例素案（市民会議有志案）」を提案するものです。

以上

【市民会議有志一同】

16名

【賛同者一同】

2名